

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」が4月1日に施行されました。

条例制定の背景

近年、資源の有効利用の観点から資源リサイクルを推進することが重要とされている中、県内には、有価物である金属スクラップ、使用済みプラスチック等を屋外で保管し、また、保管に伴い破碎、切断をするなどの事業を行う事業場、いわゆる金属スクラップヤード等が多数確認されています。一部の事業場においては、高積みなどの不適正な保管による崩落の危険や火災の発生、事業場内での作業に伴う騒音等が発生しています。

一方で、金属スクラップ等は売買の対象物として有価で取引されているため、廃棄物には該当せず、廃棄物処理法の保管基準を適用することができません。

そのため、金属スクラップ等の不適切な保管等を行う事業者に対して、廃棄物のように規制をすることができず、是正等の指導にとどまってしまうという状況でした。

こうした状況に鑑みて、金属スクラップ等の再資源化の適正な実施を図るため、必要な規制を行うことにより、県民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的に、令和5年10月に条

例を制定し、本年4月1日から施行しました。

条例の主な内容

(1) 規制対象

屋外において、金属スクラップ等を積み上げる作業の用に供することができる機械を使用して保管をする事業。

(2) 規制手段

次の規定を義務付け。

- ア 事業場ごとに事業許可の取得
- イ 許可申請前に事業場の周辺住民に対する説明会の開催等
- ウ 保管物の崩落や火災の発生等を防ぐための基準遵守
- エ 事業場に現場責任者の設置

(3) 実効性の確保手段

条例の実効性を確保するため、条例に違反した場合の命令等及び罰則を規定。
金属スクラップヤード等に係る事業を行っている者と認められる者に対して、条例の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査

て、条例の趣旨や規制内容、事業者などの責務などを分かりやすく掲載しました。また、市町村に対しては、条例説明会を開催し、条例の周知について協力を依頼するなど、市町村と連携した県民への広報に努めました。

本年4月1日に施行した条例を円滑に運用するため、条例の制定後、市町村等に対し、条例の規制対象ヤードに関する情報提供を依頼しました。県は、ヤードとして把握した全ての事業場を個別訪問し、条例の趣旨等を記載したリーフレットを配付し、遵守すべき基

準など条例の規制内容と、1年間の経過措置の期間内に許可申請する必要があることなどを周知しました。その際、ヤードの運営者については、外国籍の者が多いことから、適宜、通訳を同行しました。

条例施行後の取組

本年度、改めて県民だより、SNS等を通じて、県民等への広報を行いました。また、条例の規制対象となる事業場を精査し、条例

保管物の高さの基準
 【保管の高さ1】（直に保管物の頂上から地面までの高さ）
 ① 保管の高さ2
 ② 保管の高さ1
 【保管の高さ2】（直に保管物の頂上から地面までの高さ）
 ① 保管の高さ1
 ② 保管の高さ2
 【保管の高さ3】（三方の面に保管物の頂上から地面までの高さ）
 ① 保管の高さ1
 ② 保管の高さ2
 ③ 保管の高さ3

(リーフレット)

住民への周知徹底
 許可申請するときは、あらかじめ、事業場から200m以内の区域の住民に対する説明会の開催などにより、条例の内容を周知する必要があります。

事業場の許可基準・特定再生資源の保管等の基準
 許可を受けるためには、条例で定められた基準に適合する必要があります。また、許可事業者は、保管等の基準を遵守する義務があります。

新制度
 必要があれば、事業場内に入り立ち見回りを行います。許可申請書の提出に違反するなど、この条例の義務に違反した場合、最高で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金科せられます。

事前協議
 市民説明会や許可申請に先立ち、県との事前協議が必要です。事前協議では、他の法令等の遵守状況についても、確認を行います。

経過措置
 令和5年4月1日の時点で既に事業を行っている事業者についても、翌年の令和5年3月31日までに、この条例の基準に適合し、許可申請を行う必要があります。

土地所有権の方針
 事業を行うとする者に対して土地を提供しようとするときは、この条例に違反した不適正な事業が行われるおそれがないか、確認してください。土地所有権の義務として、これらが確認できない場合には土地を提供しないよう努めることとされていますので、十分な確認をお願いします。

お問合せ先
 千葉県（千葉県立・国土建設部）の金属スクラップヤード等について
 ● 千葉県 環境生活部 ヤード・残土対策課
 金属スクラップヤード対策係
 電話：043-223-3275
 千葉県・各市町村においては、金属スクラップヤード等を規制する独自条例を制定していますので、所定の担当まで、お問い合わせください。
 ● 千葉県 環境生活部 環境対策課 産業廃棄物対策係
 電話：043-245-5883
 ● 千葉県 環境生活部 環境対策課 環境対策係
 電話：0438-6-23404



(重機を用いて保管している状況)

不適正なヤードの一掃に向けて、事業者に対して本条例に基づく立入検査などにより、許可取得や、基準の遵守状況などを確認し、適宜、市町村などの関係機関と連携して厳正に指導してまいります。

おわりに

の適用となる381か所（令和6年5月末現在）のヤード全てを再度訪問し、条例の規制内容等を説明するとともに、申請等の手続きや遵守事項をわかりやすく記載した手引きを配布して、早期に許可申請をすること、基準を遵守することなどを指導しました。

千葉県広報
 @chibaken_kouhou

千葉県広報
 pref.chiba.lg.jp

15:00 - 2023/10/11 場所: Earth 1万回表示

スクラップヤードでの保管事業が許可制に!
 ～危険な高積み保管は行いません!～

県内には、鉄くずや使用済みのプラスチックなどを買い集め、屋外で保管・破碎し、リサイクルするスクラップヤードが300か所以上あります。その一部で保管物の崩落や火災、騒音などが発生しているため、今後、事業者は周辺住民に説明した上で、知事の許可を受けることになりました。

事業者が行うこと

- スクラップヤードを駐車場の隅などに適宜に維持する
- 保管物の高さを基準以下にする
- 火災、汚水、騒音などの対策をする
- 事業者名などを記載した標識を掲示する
- 現場責任者を置く

土地所有権者へのお願い

- スクラップヤードで保管事業を行うとする事業者が土地を提供するときは、適法に事業が行えるか確認してください。

許可事業者も許可の対象です
 [千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例]を令和5年4月1日から施行します。

問い合わせ先・相談窓口 県ヤード・残土対策課 043-223-3275

（ちば県民だより令和5年11月号）

千葉県広報
 @chibaken_kouhou

千葉県広報
 pref.chiba.lg.jp

15:00 - 2023/10/11 場所: Earth 1万回表示

【金属スクラップヤード等規制条例が施行されます】
 令和5年9月定例会において、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（通称：金属スクラップヤード等規制条例）が可決されました。
 令和6年4月1日から施行されます。
 詳細はURLをご覧ください。

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（通称：金属スクラップヤード等規制条例）
 pref.chiba.lg.jp

（SNS（県公式X））

条例施行に向けた取組

県では、条例を県民等へ広く周知するため、県ホームページや県民だより、SNSを通じて

(4) 既存事業者への対応

既存事業者にも許可取得を義務付け、条例の各規定への適合に必要な期間を1年間設けた。

査権も規定。